

第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

1. 景観重要建造物の指定の方針

景観重要建造物とは、景観法に基づき、市全域（景観計画区域）において良好な景観を形成する上で優れた建造物が、除去や外観の変更等により、地域全体の良好な景観が大きく損なわれないように指定するものです。

[指定の要件]

景観計画に定められた景観重要建造物の指定の方針に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物で、国土交通省令（第6条）で定める基準に適合するものを、景観重要建造物として指定することができます。

国土交通省令第6条で定める基準は以下のとおりです。

景観重要建造物指定の基準（国土交通省令第6条）

- ア) 地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む）の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること
- イ) 道路その他公共の場所から、公衆によって容易に望見されるものであること

景観重要建造物として指定する場合は、あらかじめ、当該建造物の所有者の意見を聞かなければなりません。

[指定の考え方]

文化財保護法における「歴史上又は芸術上価値の高いもの」という価値判断とは異なり、「良好な景観を守るために必要」という価値判断のものについて指定の方針を定めます。

県や市の文化財保護条例に基づき指定するもの、登録文化財のものについては、景観重要建造物に指定することが可能です。

[指定の方針]

市民に親しまれている建造物であり、道路やその他の公共場所から容易に望見することができ、次に示す項目に該当する建造物を景観重要建造物に指定します。

- 関市の自然や歴史・文化、産業等の特性が外観に表れた特徴的な建造物
- 地域のシンボルとして、広く市民に親しまれている建造物
- 地域の活性化、観光振興に活用できる建造物

[主な候補]

上記の指定の方針に基づく本市の景観重要建造物の候補として、国登録文化財、県及び市指定文化財、景観百選の建造物が挙げられます。

区 分	主な候補	地 域
国登録文化財	長屋清左衛門住宅母屋・長屋門	板取（上ヶ瀬）
県指定文化財	高澤観音（大日山日龍峯寺）本堂 等	武儀
市指定文化財	新長谷寺仁王門・鐘楼・経蔵（輪蔵）	関
	春日神社能舞台	関
	宗休寺大仏殿・本堂	関
	常光寺観音堂（附厨子）	関（一ツ山町）
	鶺鴒の家屋	関（小瀬）
	武芸八幡宮鐘楼	武芸川
	武芸八幡宮本殿 墓股	武芸川
	薬師堂の石幢	上之保
	白山神社の石鳥居	上之保
	八幡神社燈籠	上之保
	鳥屋市不動堂	上之保
	不動堂の石幢	上之保
	天王神社鳥居	上之保
明光寺半僧坊・天井絵	上之保	
景観百選	関鍛冶伝承館	関
	濃州関所茶屋	関
	刃物会館	関
	暁堂寺	関
	のこぎり屋根	関
	永昌寺（小瀬）	関
	大野神社（上大野）	関
	南宮神社（神野）	関
	小屋名の「行者様」（ほこら）	関

区 分	主な候補	地 域
景観百選	牛舎（保戸島）	関
	汾陽寺	武芸川
	白山神社（高野）	武芸川
	永昌寺（高野）	武芸川
	高賀神社	洞戸
	高賀神水庵	洞戸
	洞戸円空記念館	洞戸
	水無神社（獅子舞、春の祭礼）	武儀
	高澤観音（大日山日龍峯寺）の山門	武儀
	上之保生涯学習センター	上之保
	三十三観音塔（建屋）	上之保 ※三十三観音塔は市指定文化財（彫刻）に指定されている
	八幡神社	上之保

・ 国登録文化財 長屋清左衛門住宅母屋（板取）

長屋清左衛門住宅主屋[ながやせいざえもんじゅうたく・しゅおく]	
■分類	登録有形文化財
■指定別	国
■所在地	関市
■所有者	個人所有
■登録年月日	平成15年1月31日
■年代	江戸中期
	
<p>江戸中期の建造と考えられる。美濃地方北部の山間部にある庄屋の住宅。主屋は桁行12間(約22メートル)、梁間6間半(約12.5メートル)の大規模なもので、南を正面とし、西を上手とする。現在鉄板葺の緩勾配、切妻造の大屋根は以前は杉皮葺であった。後世の改造は多いが17世紀に遡る遺構と見られる。</p>	

出典：岐阜県ホームページ

2. 景観重要樹木の指定の方針

景観重要樹木とは、景観法に基づき、景観計画区域内において特に良好な景観を形成している樹木を適正に保全していくために指定するものです。

[指定の要件]

景観計画に定められた景観重要樹木の指定の方針に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木で、国土交通省令（第 11 条、都市計画区域外にあっては国土交通省令・農林水産省令第 1 条）で定める基準に適合するものを、景観重要樹木として指定することができます。

国土交通省令第 11 条で定める基準は以下のとおりです。

景観重要樹木指定の基準（国土交通省令第 11 条）

- ア) 地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること
- イ) 道路その他公共の場所から、公衆によって容易に望見されるものであること

景観重要樹木として指定する場合は、あらかじめ、当該樹木の所有者の意見を聞かなければなりません。

なお、この指定は文化財保護法の規定による特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物の樹木には適用されません。

[指定の考え方]

景観重要建造物と同様、樹齢等に限らず、地域の良好な景観を守るために必要という価値判断のものについて指定の方針を定めます。

県や市の文化財保護条例に基づき指定するものについては、景観重要樹木に指定することにより、保存措置の強化と枯損防止等に積極的に取り組むことが可能です。

[指定の方針]

市民に親しまれている樹木であり、道路やその他の公共場所から容易に望見することができ、次に示す項目に該当する樹木を景観重要樹木に指定します。

- 樹容が景観上優れている樹木
- 地域のシンボルとして、広く市民に親しまれている樹木
- 希少性、歴史・文化性、観光性の特徴を有する樹木

[主な候補]

上記の指定の方針に基づく本市の景観重要樹木の候補として、県及び市指定文化財、景観百選の建造物が挙げられます。

区 分	主な候補	地 域
県指定文化財	名無木	関（東本郷）
	武芸八幡神社のスギ	武芸川（八幡）
	八幡神社の社叢	上之保
市指定文化財	永昌寺のイチョウ	関（小瀬）
	宗休寺のサザンカ	関（西日吉町）
	正武寺のサザンカ	関（志津野）
	カゴの木	関（側島）
	松見寺の大杉	関（広見）
	下迫間のシデコブシ自生地	関
	夫婦杉	武芸川（跡部）
	多羅葉	武芸川（小知野）
	日龍峯寺の千本檜	武儀
	百日紅	上之保
	檜の木	上之保
景観百選	アメリカフウの並木道	関
	関川の桜	関
	吉田川の桜（七右エ門桜）	関
	一本木（榎の木）	関
	東光寺の大木	関
	上白金の桜	関
	稲口橋上流の桜	関
	一本杉（神野）	関
	寺尾ヶ原千本桜公園	武芸川
	あおぎりの木	武芸川（武芸小学校）
	アジサイロード	板取
	株杉	板取
	杉原の大杉	板取
	和田野の桜とひがん花	上之保



関川の桜



一本木（榎の木）（関）

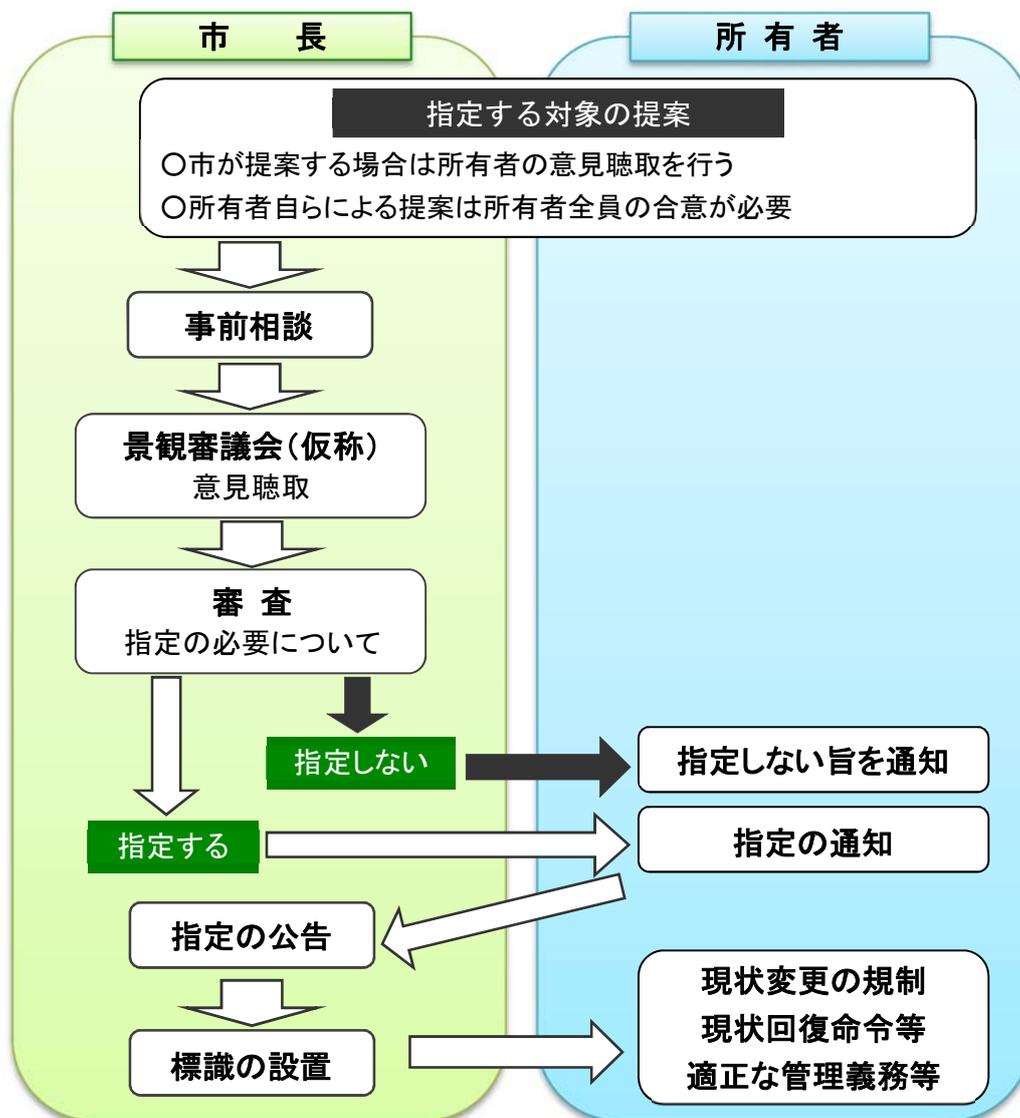


株杉（板取）

3. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の手順

景観重要建造物・景観重要樹木の指定の手順を以下に示します。

なお、景観重要建造物・景観重要樹木を維持管理していくには、専門的な知識や技能が必要であり、所有者の経済的負担も少なくありません。このため所有者と「管理協定」を締結し、市やNPO、自治会等が管理を代行することが可能です。



[指定のメリット]

所有者は現状変更の制限や管理義務が生じますが、以下のメリットがあります。

○税制面での優遇

建物の外側に規制がかかり容積率が十分に使えない等、規制により使用収益が制限されている分だけ評価額が低くなり、その敷地を含む相続税が適正な水準に評価されます。

○建築基準法の特例

防火等建築物の外観に関する部分について規制が緩和され、改修のしやすさや、斜線制限等既存不適格問題（建築基準法に適合しない）等の課題がある程度解決されます。なお、建築物の内部を自由に利用することは可能なため、生活上必要な内部の改修は問題ありません。

○経費の助成

管理に要する経費の一部に助成を受けることができます。